

# ライフプランに関する 平成29年度税制改正の ポイント

平成29年度税制改正の大綱（以下「大綱」という。）が昨年12月22日に閣議決定され、本年3月27日に税制改正法案が国会で可決・成立しました。大綱では、経済成長の底上げのために、企業への景気対策税制の見直し、拡充を行うと共に、個人への所得

課税制度の見直しを行う旨を謳っています。特に所得課税制度の改正については、今後数年かけて基礎控除をはじめとする人的控除等の見直しに取り組む姿勢を明確に打ち出しており、今後、我々の暮らしに少なからず影響があるでしょう。

本稿では、今年度の税制改正の中から、我々の暮らしに関係が深い改正事項についてご説明します。

## 1. 配偶者控除および

### 配偶者特別控除の見直し

今年度は、人的控除等の見直しの第一弾として、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しが行われます。これは社会構造の変化

の中でも喫緊の課題である「就業調整を意識しなくて済む仕組み作り」を構築する観点から行われます。いわゆる「103万円の壁」の見直しと「高所得者層の配偶者控除非適用」です。

「配偶者控除（配偶者特別控除）」改正のポイントは次の2点です。

① 一定以上（後述）の収入がある納税者（本人）は配偶者控除が受けられなくなります。

② 配偶者の給与収入の上限が、103万円から150万円に引き上げられます。

改正前は配偶者の収入が103万円以下の場合、納税者（本人）の収入金額の如何にかかわらず配偶者控除を受けることができました。改正後は、納税者（本人）の合計所得金額が1000万円超（給与収入のみの場合）は1220万円超（給与収入のみの場合）の場合、配偶者控除が適用できません。

加えて、納税者（本人）の合計所得金額が900万円超（給与収入のみの場合）は1120万円超（給与収入のみの場合）の場合、段階的に配偶

地域社会ライフプラン協会

業務部

1級ファイナンシャル・プランニング技能士

村上 滋

者控除の金額が減少することにもなります【表1参照】。なお、改正前は配偶者控除の額はすべて一律金額38万円でした。

また、配偶者特別控除の金額についても従来どおり配偶者の収入によって段階的に減少しますが、配偶者控除と同様に納税者（本人）の収入によっても段階的に減少するようになります。

一方で、配偶者の所得金額の適用範囲が広がります。改正前は配偶者の合計所得金額が38万円以下（給与収入で103万円以下）でなければ配偶者控除（所得控除38万円）を受けることができなかったのが、合計所得金額85万円以下（給与収入で150万円以下）であれば、配偶者特別控除（所得控除38万円）として受けることができます。

さらに配偶者の合計所得金額85万円超123万円以下（給与収入で150万円超201・6万円未満）であれば、段階的に配偶者特別控除を受けることができる

【表1】配偶者控除の額（改正後）

| 納税者本人の合計所得金額    | 控除額        |                |
|-----------------|------------|----------------|
|                 | 控除対象配偶者    | 老人（70歳以上）控除配偶者 |
| 900万円以下         | 38万円（33万円） | 48万円（38万円）     |
| 900万円超 950万円以下  | 26万円（22万円） | 32万円（26万円）     |
| 950万円超1000万円以下  | 13万円（11万円） | 16万円（13万円）     |
| 1000万円超は配偶者控除無し | -          | -              |

【表2】配偶者特別控除の額（改正後）

| 配偶者の合計所得金額    | 納税者本人の合計所得金額 |                |                |
|---------------|--------------|----------------|----------------|
|               | 900万円以下      | 900万円超 950万円以下 | 950万円超1000万円以下 |
| 38万円超 85万円以下  | 38万円（33万円）   | 26万円（22万円）     | 13万円（11万円）     |
| 85万円超 90万円以下  | 36万円（33万円）   | 24万円（22万円）     | 12万円（11万円）     |
| 90万円超 95万円以下  | 31万円（31万円）   | 21万円（21万円）     | 11万円（11万円）     |
| 95万円超100万円以下  | 26万円（26万円）   | 18万円（18万円）     | 9万円（9万円）       |
| 100万円超105万円以下 | 21万円（21万円）   | 14万円（14万円）     | 7万円（7万円）       |
| 105万円超110万円以下 | 16万円（16万円）   | 11万円（11万円）     | 6万円（6万円）       |
| 110万円超115万円以下 | 11万円（11万円）   | 8万円（8万円）       | 4万円（4万円）       |
| 115万円超120万円以下 | 6万円（6万円）     | 4万円（4万円）       | 2万円（2万円）       |
| 120万円超123万円以下 | 3万円（3万円）     | 2万円（2万円）       | 1万円（1万円）       |

※ 合計所得金額とは、各所得の合計額、繰越控除する前の金額をいう（詳しくは、国税庁のHPを参照下さい）

※ ( ) の中は、住民税の控除額

ようになります。

ただし、注意する点として、38万円満額の控除を受けられるのは、納税者（本人）の合計所得金額が900万円以下であり、また、段階的な所得控除を受けられるのは納税者（本人）の合計所得金額が1000万円以下でなければなりません【表2参照】。

なお、この制度は平成30年分以降の所得税、平成31年度分の個人住民税について適用されます。

## 2. 積立NISAの創設

（平成30年1月1日より適用開始）

配偶者控除等の見直し以外にも我々の暮らしに関係がある改正事項がいくつかあります。その一つが「積立NISA」の新設です。

現在のNISAは、貯まった一時金（年間上限額120万円）で投資を行うイメージが強いため、積立による利用は総口座数の1割以下にとどまっています（実際には積立タイプを行うことは可能ですが…）。また、非課税期間が5年間のため長期投資とは言えません。

今回の改正により、少額からの積立・分散投資・長期投資を促進するための積立NISAが新設されます。年間投資上限額が40万円、非課税保有期間が20年間、総額最大800万円の非課税投資枠が認められます。この積立NISA口座を利用して投資した一定の公募等投資信託から受け取

る配当や譲渡益は、所得税および住民税が非課税となります。平成30年分から平成49年分までの20年間が適用となります【表3参照】。

なお、積立NISAは現行のNISAとの選択適用となります。本年1月から始まったiDeCo（個人型確定拠出年金）と、来年1月から開始される積立NISAの活用如何によって、将来の資産形成に大きな影響を及ぼすと言っても過言ではないでしょう。

## 3. 医療費控除等に関する添付書類の見直し

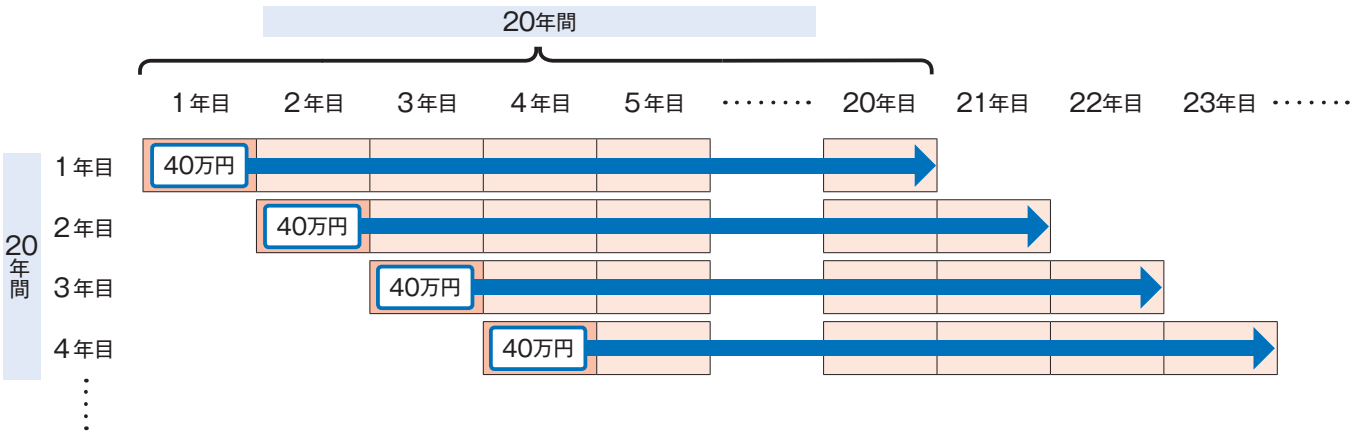
（平成29年分以後の確定申告書提出から）

医療費控除等の適用を受ける際に添付する書類が、医療費または医薬品購入費の領収書にかえて「医療費等の明細書」となります。経過措置として平成29年分～平成31年分については、明細書は提出せず領収書の添付でも可能です（平成29年度から新設の医療費控除の特例、セルフメディケーション税制も同様です）。

従来から慣例的に領収書と共に明細書を作成し添付する人もいましたが、改正後は領収書の添付が不要となるため納税者の負担が軽減されます。ただし、5年間は領収書を保管しておく必要があります。税務署は、確定申告期限後5年間、当該領収書の提示を求めることができ、その求めがあったときはこれらを提示しなければなりません。

【表3】積立NISAの制度イメージ

|            |   |
|------------|---|
| 非課税投資枠     | 年間投資上限額…40万円、非課税期間…20年、投資可能期間…2018年～2037年<br>※ 長期・分散投資のメリットを十分得られるよう、現行NISAよりも年間投資上限額を小さくする代わりに、非課税投資期間をより長期とする |
| 投資対象商品     | 長期の積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託  |
| 投資方法       | 契約に基づく定期かつ継続的な方法による投資（積立）   |
| 現行NISAとの関係 | 現行NISAと選択して適用可能   |



出典：金融庁資料に基づき作成

【表4】セルフメディケーション税制について（平成28年度税制改正事項で平成29年施行）

医療費控除とセルフメディケーション税制はいずれかを選択して適用するため併用ができない。

| 項目        | 医療費控除   | セルフメディケーション税制   |
|-----------|---|---|
| 対象者       | 自己又は自己と生計を一にする配偶者・その他の親族  | 自己又は自己と生計を一にする配偶者・その他の親族。<br>ただし、以下の検診等を受けていること<br>①特定健康診査 ②予防接種 ③定期健康診断 ④健康診査<br>⑤がん検診 |
| 対象期間      | すべての各年（恒久法）   | 平成29年から平成33年までの各年（時限法）  |
| 対象となる医療費等 | 医師・歯科医師による診療、治療、療養に必要な医薬品の購入費用、通院に係る交通費など                                     | 医療用から転用された一定の医薬品（いわゆるスイッチOTC医薬品）の購入費用（例としては、かぜ薬、胃腸薬、水虫薬、肩こりの貼付薬などのうち一定のもの）              |
| 所得控除      | 控除金額 = 上記医療費の合計額 - 10万円<br>（※） - 保険金などで補填される金額<br>（※） 総所得200万円以下の場合には総所得金額の5% | 控除金額 = 対象医薬品の合計額 - 12,000円 - 保険金などで補填される金額  |
| 控除限度額     | 200万円   | 88,000円   |

せん【表4参照】。

#### 4. 住宅ローン控除等の拡充

（平成29年4月1日から平成33年12月31日までの間の増改築等に適用）

既存の住宅の耐震、省エネルギーに係る特例措置が拡充されます（従来の住宅ローン控除等の優遇税制タイプが拡充されます）。

「ローン型」においては、特定の省エネ改修工事を行い、借入をした場合、年末残高の2%または1%の税額控除が受けられます（50万円超の工事費用が掛かるのを条件に対象工事限度額250万円のため、従来からある他の改修工事のローン控除も含めると最長5年間で最大控除額は62・5万円の税額控除が受けられます）。

「投資型（自己資金型）」においても、特定の耐震改修工事または特定の省エネ改修工事を行い、50万円超の工事費用が掛かるのを条件に対象工事限度額500万円（太陽光発電装置を設置する場合には最大600万円）のため、その10%の50万円（60万円）の税額控除が受けられます（投資型は自己資金のため、その年だけの税額控除です）【表5参照】。

#### 5. タワーマンションの固定資産税・不動産取得税の見直し

（平成30年度から新たに課税されるものから適用）

居住用超高層建築物（高さ60m超、おおよ

【表5】

|               | ローン型  | 投資型（自己資金型）  |
|---------------|---|---|
| 制度の概要         | ・自己が保有している居住用家屋について省エネ改修工事等をした場合に、増改築等に係る年末ローン残高等の2%または1%を居住年以後5年間の各年の所得税額から控除する。 | ・自己が保有している居住用家屋について省エネ改修工事等をした場合に、標準的な工事費用相当額の10%を居住年（1年限り）の所得税額から控除する。   |
| 適用対象となる増改築等工事 | ・省エネ改修工事<br>（+耐久性向上改修工事）  | ・耐震改修工事（+ 耐久性向上改修工事）<br>・省エネ改修工事（+ 耐久性向上改修工事）<br>・耐震改修工事 + 省エネ改修工事<br>+ 耐久性向上改修工事                                 |
| 最大控除額         | ・年間12.5万円<br>（5年間合計62.5万円）  | ・耐震改修工事（+ 耐久性向上改修工事）25万円<br>・省エネ改修工事（+ 耐久性向上改修工事）<br>25万円【35万円】※2<br>・耐震改修工事 + 省エネ改修工事<br>+ 耐久性向上改修工事50万円【60万円】※2 |

※1 「投資型（自己資金型）」は、自己資金により取得等しても、ローンにより取得等しても適用可

なお、「ローン型」と「投資型（自己資金型）」の併用は不可

※2 【 】内の金額は、併せて太陽光発電装置を設置する場合

【表6】階層ごとの補正率

| 階数  | 補正率 (%) |
|-----|---------|
| 50階 | 112.56  |
| 45階 | 111.28  |
| 40階 | 110.00  |
| 35階 | 108.72  |
| 30階 | 107.44  |
| 25階 | 106.15  |
| 20階 | 104.87  |
| 15階 | 103.59  |
| 10階 | 102.31  |
| 5階  | 101.03  |
| 1階  | 100     |

※ 小数点2位未満切り捨て

※ 筆者作成

見直されます。ビール系飲料にかかる税額

## 6. 酒税の見直し

酒類間の税負担の公平性の回復、日本産ビールの国際競争力向上を目的に、酒税が

【表6参照】。

従来は、取引価格が大きく異なっているも床面積が同じであれば固定資産税は同じでした。不動産取得税についても同様となります（例えば、50階建ての場合、50階は約5・9%増加、1階は約5・9%減少となります）

その20階以上）に対する固定資産税について、1階を100とする1階上がるごとに39分の10を加えた数値だけ補正されることとなり、その結果、高層階ほど高く、低層階ほど低くなるように見直されます。

## 7. その他

は平成32年から平成38年にかけて3段階で統一され、一本化されます。醸造酒類については、平成32年から平成38年にかけて、清酒を引下げ、ワインを引上げ、両者の税率を統一します。

例えば、ビールについては350ml当たりの酒税が現在より22・75円安くなる一方、発泡酒は7・26円、第三のビールは26・25円増税となります。清酒は1・8ℓ当たり36円減税、ワインは1本（750ml）当たり15円の増税となります。

等です。

・相続税・贈与税について、日本に住所のある外国人につき、一定の条件の場合、「国内財産のみ」に限定し、課税範囲を縮小します。

・相続税において、物納財産の範囲・順位の見直しになります。上場されている株式・社債・投資信託等を第2順位から同列の第1順位に見直しになります。

・相続税・贈与税について、取引相場のない株式の評価方法の見直しを行います。これにより、中小企業の事業承継対策に資することになります。

その他にも、次のような改正があります。

・住宅ローン控除制度の対象となる勤務先からの借入金に係る利率の緩和。従来1%以上だったが0・2%以上に緩和されます。